

2015/1月5日 福祉新聞

2015年を展望する

差別禁止を盛り込んだ改正障害者雇用促進法が2016年度に施行される。私たち事業主には、合理的配慮の提供義務が課される。例えば我が社の場合は、服薬しながら働く社員がいるので仕事中の通院を認め、調子が悪くなりそうな時は早めに休んでもらう。休養を取りさせることを怠り1ヶ月休まれたら、その方が大きな損失だ。朝礼では体調や困り事を発表し合い、改善策を早めに立てる。企業がこうした調整を行なうのは、本来に必要などで、当たり前に「義務」と言われる

針を作るのは歓迎するが、とにかくどうしてほしいかを本人に聞くことだ。言っても良いのだと見える雰囲気づくりが欠かせない。障害者も自己理解的確に伝えられるようになつてほしい。

ただ、多くの企業を見ていると、人事担当者は孤独なようだ。

「あんなに配慮したのに突然辞められた」と担当者までうつ症状になる例を聞く。法定雇用率を満たさなければ、というように障害者雇用を義務と考える企業もいるだろう。

いま精神疾患をもつ

差別禁止を盛り込んだ改正障害者雇用促進法が2016年度に施行

ようなものではないと思つてゐる。国が合理的配慮の指

雇用

て働く人が増えていく。貴重な経験をした人が職場にいると捉えれば、職場改善のヒントはたくさん得られる。実は他の人々も、「つらい」と言える、

利益一辺倒でない働き方を求めているのではなかろう。健康で長く働けて、誇りとやりがいを持てなければ、良い仕事はできない。だから同友

会が目指すのは、人を生かす経営。世の中の企業の大多数は中小零細なので、中小企業が個々人に合わせた柔軟な環境づくりに取り組めば、社会的な効果は

大きい。少人数の職場は意思決定が早くできる点も強みになる。

少子高齢化で人口は減り、高齢者も女性も障害者も支え合わなければならなくなる。政策でこれほど障害者は

福祉分野の就労支援者がしきりに企業に頭を下げるのが気になる。

へりくだることがかえつて障害者の尊厳を傷つけるかもしれない。もっと対等でありたい。

働く喜び誰もの人権



三鴨 岐子さん

◆東京中小企業家同友会の任意団体で、中小企業の経営者による勉強と交流の場。会員は2200人。東京の他にも同友会があり、その全国組織は中小企業家同友会全国協議会。国際障害者年（1981年）をきっかけに障害者問題に取り組む。

▼東京中小企業家同友会
理事・障害者委員会委員長

働くことは、とても価値あること。お金を得るためにだけでなく、人に頼られたり、自分も役に立つてると感じたりできる。それは人権であり、「健常者だけの特権」ではない。

労使関係とは、労働者は労働力を提供し、使用者はその対価として賃金を支払う対等な関係。その意味では、

働くことは、とても価値あること。お金を得るためにだけでなく、人に頼られたり、自分も役に立つてると感じたりできる。それは人権であり、「健常者だけの特権」ではない。